



金 沢 市 公 報

第 2 7 0 3 号

平成23年(2011年)9月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日について (税 務 課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	4
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	7

告 示

●金沢市告示第227号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営割出駅前自転車駐車場
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
 金沢市営木越団地自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 227台
 原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年8月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成23年9月12日から同年12月11日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第228号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	42台	
		9台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	2台	
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	7台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	20台	
		2台
片町地区自転車等放置禁止区域	3台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	7台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	3台	
三口新町1丁目地内	1台	
松村5丁目地内	16台	
長土堀2丁目地内	2台	
三ツ屋町地内	2台	
四十万5丁目地内	1台	
横川3丁目地内	1台	
額新保1丁目地内	1台	
西大桑町地内	1台	

安江町地内	自 転 車	2台
光が丘2丁目地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	4台
三口町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
西金沢3丁目地内	自 転 車	6台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台
北安江2丁目地内	自 転 車	6台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
広岡1丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
八日市2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成23年8月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成23年9月12日から平成24年3月11日まで
 - (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第229号

平成23年告示第56号（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日については、住所又は居所（納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が1の表に掲げる地域にある者に係る2の表の左欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる期日とします。

なお、住所又は居所（納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が1の表に掲げる地域にある者に係る3の表に掲げる期限については、平成23年告示第56号（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について）による申告期限等の延長は行いません。

平成23年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 地域

都道府県名	地 域
岩手県	盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 塩釜市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 亶理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡松枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町

耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島 村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡埴町 東白川郡鮫川村 石川郡石 川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 相馬郡新地町
--

2 指定する期日

対 象 と な る 申 告 等 の 期 限	指定する期日	
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するもの	平成23年9月30日
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成23年3月11日から同年8月30日までの間に到来するもの	平成23年9月30日
	平成23年8月31日から同年10月30日までの間に到来するもの	平成23年11月30日
	平成23年10月31日から平成24年1月30日までの間に到来するもの	平成24年1月31日
	平成24年1月31日から同年4月1日までの間に到来するもの	平成24年4月2日
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成23年3月11日から同年10月10日までの間に到来するもの	平成23年10月11日
法人市民税の申告等の期限	平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するもの	平成23年9月30日
事業所税の申告等の期限	平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するもの	平成23年9月30日

3 延長を行わない申告等の期限

延 長 を 行 わ な い 申 告 等 の 期 限	
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成23年9月30日以降に到来するもの
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成24年4月2日以降に到来するもの
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成23年10月11日以降に到来するもの
法人市民税の申告等の期限	平成23年9月30日以降に到来するもの
事業所税の申告等の期限	平成23年9月30日以降に到来するもの

●金沢市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	土田 俊則 金沢市藤江南1丁目38番地	杉本 外雄 金沢市藤江南1丁目11番地	平成23年 1月16日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の

1 の数 (条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数) は、7,249人です。

平成23年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第91号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数) は、120,808人です。

平成23年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第92号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数) は、120,808人です。

平成23年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第93号

市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数) は、7,249人です。

平成23年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第94号

市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律第59号) 第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数 (合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数) は、60,404人です。

平成23年9月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第24号

金沢市ガス供給条例 (昭和60年条例第48号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成23年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 61,740円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 75,650円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 63,460円

2 原料価格変動額 200円

算式 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 63,460円 (1トン当たり平均原料価格) = 200円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 200円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から0.17円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

4 平成23年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	226円58銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	224円58銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	212円8銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	210円25銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	205円25銭

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成23年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 75,650円

(2) 原料価格変動額 12,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 75,650円(1トン当たり平均原料価格) = 12,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 12,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.10円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成23年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	396円20銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	387円10銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成23年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 75,650円

(2) 原料価格変動額 12,300円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 75,650円(1トン当たり平均原料価格) = 12,300円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 12,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.10円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成23年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	396円28銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	387円18銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 75,650円
- (2) 原料価格変動額 12,300円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 75,650円(1トン当たり平均原料価格) = 12,300円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 12,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.10円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	375円5銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	365円95銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 75,650円
- (2) 原料価格変動額 12,300円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 75,650円(1トン当たり平均原料価格) = 12,300円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 12,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.10円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	418円66銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	409円56銭
-------------------------------	---------	---------

平成23年(2011年)9月12日 印刷
平成23年(2011年)9月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄